

循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）

19,580百万円（13,040百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

1. 事業の概要

（1）単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進

使用開始後20年以内に限定されている撤去費用助成対象の単独処理浄化槽について、当該使用年数制限の要件を撤廃する。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する際に併せて必要となる、家屋等からの排水設備の設置に要する費用について助成対象とする。

現在、湖沼水質保全特別措置法の指定地域、水質汚濁防止法の水質総量規制の指定地域、水質汚濁防止法の生活排水対策重点地域、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の指定地域が対象となっている、単独処理浄化槽の撤去に必要な工事費が助成の対象となる区域を市町村において定める浄化槽整備区域に拡大する。

（2）計画策定調査費の拡充

市町村における浄化槽の効率的整備を支援することを目的に、計画策定調査費について、その充実を図る。

用途に浄化槽整備台帳の整備を追加

対応率を3.5%から直接必要な額に拡充

事業の初年度のみ計上の要件を撤廃

（3）浄化槽の推進のためのモデル事業の実施

浄化槽整備を推進するため、全国の先駆的事例になりうる自治体を数カ所選定（過疎地・僻地等、民間活力の導入）し、モデル事業として実施する市町村の浄化槽市町村整備推進事業の取組を支援する。

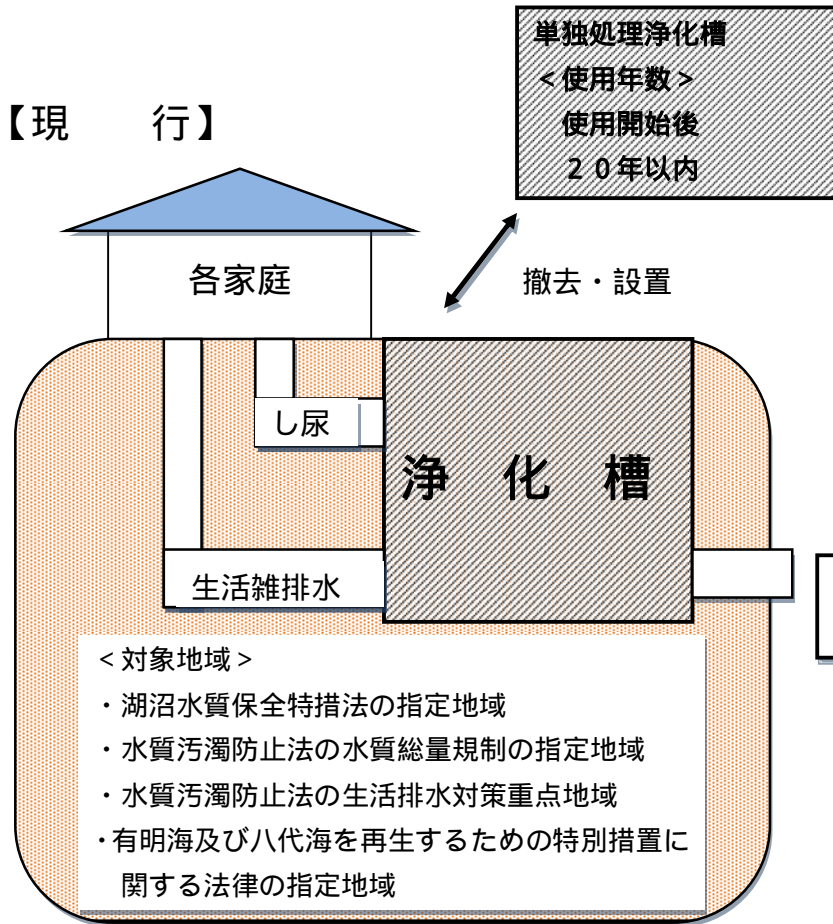
2. 施策の効果

浄化槽の整備により、湖沼等公共用水域等における生活排水対策が進み、良好な水環境や健全な水循環が確保できる。

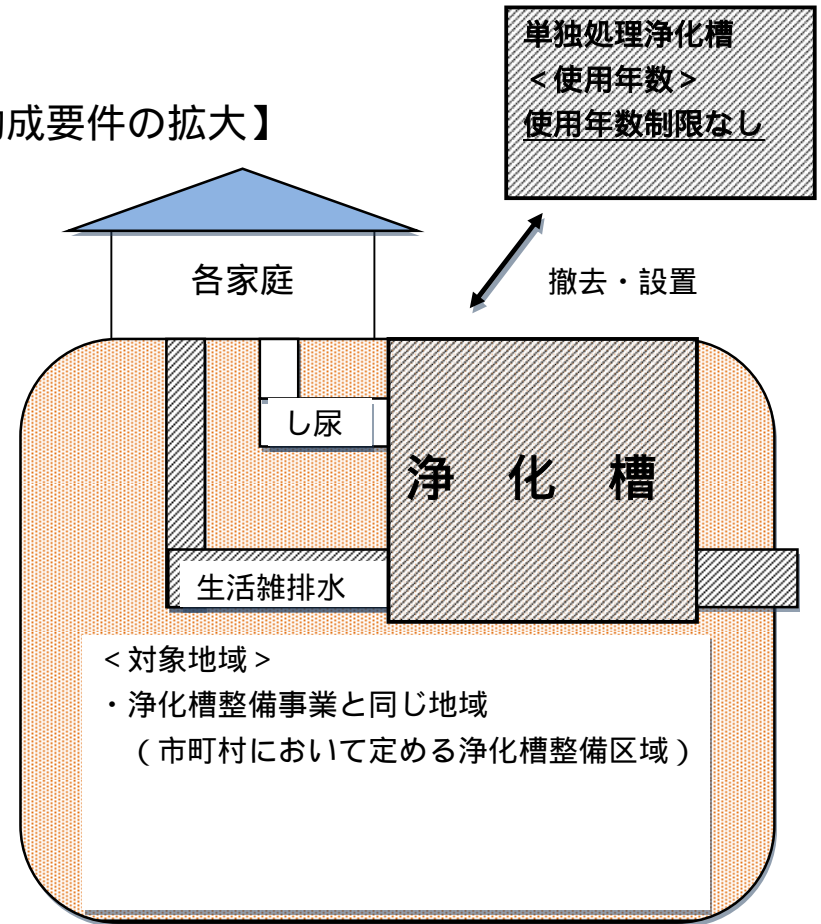
この他、内閣府に地域再生基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金）を計上

単独処理浄化槽の撤去に係る助成要件の拡大

【現 行】



【助成要件の拡大】



- ・単独処理浄化槽の使用年数の制限：20年以内 年数制限を廃止
- ・**国庫補助対象** の範囲：単独処理浄化槽の撤去に要する費用 排水設備の設置に要する費用を対象
- ・対象地域の制限：公共用水域の水質について上乘せ規制がある地域 浄化槽整備事業と同じ地域に拡大